

決算書作成指導・相談日予約について

平成29年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、平成30年1月22日(月)～3月9日(金)まで(電話・FAX予約も可)

★予約時間は午前9時～午後4時まで。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを12月の初旬頃に送付いたしますのでよろしくお願い致します。

★3月10日、12日、13日、14日の4日間は予約なし、受付時間は12時まで、先着順で60名までとさせていただきます、なお、決算指導は3月14日(水)までです。

★3月15日(木)は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署、練馬東税務署ともに午前12時までとさせていただきます。

※日曜・祭日、1月27日(土)は休ませて頂きます。
但し、2月11日(日)は正午まで営業、予約は午前11時まで受け付けます。

今年度から申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに下記の様式の「確定申告のお知らせ」が送付されますので決算時に必ずご持参して頂くようお願いいたします。

確定申告のお知らせ

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

重要

料金後納郵便
書留でもFAXでも
作成は自動で計算!

平成28年分
確定申告のお知らせ

100-0013
千代田区霞が関
3丁目1-1

国税 太郎 様

※ 重要なお知らせです。必ずご本人様にご確認ください。
カスタマーコード

申告書の受付期間	納期限 (振替納税利用の場合)
所得税及び 復興特別所得税 平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水)	平成29年3月15日(水) 平成29年4月20日(木)
消費税及び 地方消費税 平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) (1月1日以前に届する課税期間分を基準とします。)	平成29年3月31日(金) 平成29年4月25日(火)

※ 送付申告は、平成29年2月15日(水)以前でも行えます(税務署の開庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では届期及び申告書の受付は行ってありません。)

送 出 入

〇〇税務署 100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
J H 1 000000001

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた方などへ確定申告書・決算書等用紙を送付することに代えて送付しています。

平成28年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎 様

《電子申告 (e-Tax) に関する事項》

利用者識別番号
1234 1234 1234 1234

ダイレクト納付 ご利用あり
※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

《所得税及び復興特別所得税に関する事項》

申告の種類 青色

予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円

振替納税利用 国税銀行
金融機関 財務支店

《消費税及び地方消費税に関する事項》

「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり

「課税事業者選択届出書」の提出状況

「課税期間特例選択届出書」の提出状況 -

中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円

中間納付繰渡割額 (合計) 9,999,999,999 円

振替納税利用 国税銀行
金融機関 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額は確定していません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

このお知らせは、平成28年11月1日時点の情報に基づき作成しています。

税務署からののお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。

税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。

電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。

※上記のお知らせは平成28年分です。